

議案第78号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路法第8条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、特別区道路線を次のように認定する。

整理番号	起 終 点	備 考
R5-7	11番18の内から 世田谷区大蔵五丁目 1番34まで	13番から 大蔵五丁目 10番まで

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道 路 の 現 況
123.02	6.00	747.28	整備済

(参考)

案内図

 新たに認定する特別区道路線

街区 大蔵五丁目13番から10番まで

